



(暫定訳)

## 千九百三十年の強制労働条約の議定書

国際労働機関の総会は、

国際労働事務局の理事会によりジュネーブに招集されて、二千十四年五月二十八日にその第百三回会期として会合し、

強制労働の禁止は基本的権利の主体の一部を形成することであること及び強制労働は数千万人の男女、少年少女の人権と尊厳を侵害し、貧困の永続化に寄与し、全ての人にディーセント・ワークを達成することを妨げるものであることを認識し、

あらゆる形態の強制労働との闘いにおいて千九百三十年の強制労働条約（第二十九号）（以下「条約」という。）及び千九百五十七年の強制労働廃止条約（第百五号）が果たす極めて重要な役割と、それらの施行の間隙を是正すべき追加的な措置が求められていることを認識し、

条約の第二条に基づく強制労働の定義にはあらゆる形態の強制労働が含まれ、それは区別なく全ての人々に適用されることを想起し、

あらゆる形態の強制労働の撤廃の緊急性を重視し、

強制労働を刑法上の罪として罰することができるようにして、法によって科されるその刑罰が真に適正でありかつ厳格に執行されるよう徹底するという条約を批准した加盟国の義務を想起し、

条約に規定されている経過期間は満了しており、第一条の第二項及び第三項、及び第三条から第二十四条までの規定はもはや適用されないことに留意し、

強制労働の背景や形態が変化して、性的搾取を伴う場合もある強制労働を目的とした人身取引は国際的な懸念の高まる問題となっており、その実効的な撤廃のために緊急の行動が必要とされていることを認識し、

民間経済において強制労働をさせられている労働者の数が増加していること、経済の特定

の分野が特に狙われやすいこと、及び労働者の特定のグループ、特に移民が、強制労働の被害者となりやすいリスクを抱えていることに留意し、

強制労働の実効的かつ持続的な廃止が労働者の保護だけでなく使用者間の公正競争の徹底につながることに留意し、

関連する国際的な労働基準、特に千九百四十八年の結社の自由及び団結権の保護に関する条約（第八十七号）、千九百四十九年の団結権及び団体交渉権条約（第九十八号）、千九百五十一年の同一報酬条約（第百号）、千九百五十八年の差別待遇（雇用及び職業）条約（第百十一号）、千九百七十三年の最低年齢条約（第百三十八号）、千九百九十九年の最悪の形態の児童労働条約（第百八十二号）、千九百四十九年の移民労働者条約（改正）（第九十七号）、千九百七十五年の移民労働者（補足規定）条約（第百四十三号）、二千十一年の家事労働者条約（第百八十九号）、千九百九十七年の民間職業仲介事業所条約（第百八十一号）、千九百四十七年の労働監督条約（第八十一号）、千九百六十九年の労働監督（農業）条約（第百二十九号）等に加え、労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言（千九百九十八年）、及び公正なグローバル化のための社会正義に関する ILO 宣言（二千八年）を想起し、

その他の関連する国際文書、特に世界人権宣言（千九百四十八年）、市民的及び政治的権利に関する国際規約（千九百六十六年）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（千九百六十六年）、奴隸条約（千九百二十六年）、奴隸制度、奴隸取引並びに奴隸制度に類似する制度及び慣行の廃止に関する補足条約（千九百五十六年）、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（二千年）、人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（二千年）、陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書（二千年）、すべての移民労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約（千九百九十年）、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約（千九百八十四年）、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（千九百七十九年）、障害者権利条約（二千六年）に留意し、

条約の施行における間隙を是正する提案の採択を決定し、この総会の議事の第四議題に準じて、強制労働の実効的かつ持続的な廃止を実現するために防止、保護、及び補償やリハビリテーション等の救済の措置が必要であることを再確認し、

その提案が条約の議定書の形式をとるべきであることを決定して、

次の議定書（引用に際しては、千九百三十年の強制労働条約の二千十四年の議定書と称することができる。）を二千十四年六月十一日に採択する。

## 第一条

1. 条約に基づき強制労働を廃止する義務の実施に際し、各加盟国は、その使用を防止及び撤廃し、被害者が保護され補償等の適切かつ実効的な救済策を利用できるようにし、強制労働の加害者を処罰するための実効的な措置をとる。
2. 各加盟国は、使用者団体及び労働者団体との協議の上、強制労働の実効的かつ持続的な廃止のための国の政策及び行動計画を策定する。それは権限ある機関による体系的な行動を伴い、必要に応じて使用者団体及び労働者団体、並びにその他の関係するグループと調整して行われる。
3. 条約に記載されている強制労働の定義が再確認されることにより、この議定書で言及される措置には強制労働を目的とする人身取引に対する具体的な行動が含まれる。

## 第二条

強制労働を防止するためにとられる措置には以下が含まれる。

- (a) 人々、特にリスクが高いと考えられる人々が強制労働の被害者となることを防ぐために教育し情報を与えること
- (b) 使用者が強制労働の慣行に関与するようになるのを防ぐために教育し情報を与えること
- (c) 以下を徹底するために努力すること
  - (i) 必要に応じて労働法を含む強制労働の防止に関する法律の範囲及び執行は、すべての労働者及び経済のすべての分野に適用すること、及び
  - (ii) 労働基準監督及びこのような法律の施行に対する責任を有するその他のサービスの強化
- (d) 募集及び職業紹介のプロセスにおいて起こり得る不正で詐欺的な行為から人々、特に移民労働者を保護すること
- (e) 強制労働のリスクを防止し、これに対応するため、官民部門の双方によるデュー・ディリジェンスをサポートすること、及び
- (f) 強制労働のリスクを高める根本的な原因及び要因に取り組むこと

## 第三条

各加盟国は、強制労働のすべての被害者の特定、解放、保護、回復及びリハビリテーション、並びにその他の形態の支援とサポートの提供のために実効的な措置をとる。

#### 第四条

- 各加盟国は、強制労働のすべての被害者が、その存在場所又はその国における法的地位にかかわらず、補償等の適切かつ実効的な救済策を利用できるようする。
- 各加盟国は、その法制度の基本原理に準じて、強制労働を強いられたことの直接的な結果として強制労働の被害者がやむを得ず犯した非合法活動への関与について、権限ある機関が彼らを訴追しない又は彼らに処罰を科さない権限を与えられるよう必要な措置をとる。

#### 第五条

加盟国は互いに協力してあらゆる形態の強制労働の防止及び撤廃を確実にする。

#### 第六条

この議定書及び条約の規定を適用するためにとられる措置は、関係する使用者団体及び労働者団体と協議の上、国内法令又は権限ある機関により決定される。

#### 第七条

条約の第一条第二項及び第三項、及び第三条から第二十四条の経過規定は削除される。

#### 第八条

- 加盟国は、登録のため国際労働事務局長にその正式な批准を通知することにより、条約の批准と同時又はそれ以降のいつでもこの議定書を批准することができる。
- この議定書は二の加盟国による批准が事務局長により登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。その後、この議定書は、加盟国による批准が登録された日の後十二箇月でその加盟国に対して効力を生じ、条約はこの議定書の第一条から第七条を加えて当該加盟国を法的に拘束する。

#### 第九条

- この議定書を批准した加盟国は、条約がその第三十条の規定により廃棄可能である場合はいつでも、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によってこの議定書を廃棄することができる。
- その第三十条又は三十二条の規定による条約の廃棄は、法律上この議定書の廃棄を伴う。
- この条の第一項又は第二項の規定によるあらゆる廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。

## 第十条

1. 国際労働事務局長は、加盟国から通知を受けた全ての批准、宣言及び廃棄の登録について全ての加盟国に通報する。
2. 国際労働事務局長は、二番目の批准の登録を加盟国に通報する際に、この議定書が効力を生ずる日につき加盟国の注意を喚起する。

## 第十二条

国際労働事務局長は、国際連合憲章第百二条の規定による登録のため、事務局長により登録された全ての批准、宣言及び廃棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

## 第十三条

この議定書の英文及びフランス文は、ひとしく正文とする。